

| 商号又は名称                    | 所在地 | 入札参加停止の期間                  | 入札参加停止の理由                                                                                                                                      |
|---------------------------|-----|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社CADS                  | 大阪市 | 自:令和6年1月5日<br>至:令和8年1月4日   | 本市が発注した「四条北小学校長寿命化改良工事基本・実施設計業務委託」において、受注者(株式会社CADS)の責めに帰すべき事由により契約を解除した。このことが「大東市建設工事等における入札参加停止に関する要綱」の措置要件に該当するため。                          |
| 株式会社KANSOテクノス             | 大阪市 | 自:令和7年2月17日<br>至:令和7年5月16日 | 令和7年2月4日付けで、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分及び同条第1項に基づく指示処分を受けたため。                                                                         |
| 株式会社かんでんエンジニアリング          | 大阪市 | 自:令和7年2月17日<br>至:令和7年5月16日 | 令和7年2月4日付けで、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分及び同条第1項に基づく指示処分を受けたため。                                                                         |
| パナソニック産機システムズ株式会社 近畿支店    | 大阪市 | 自:令和7年2月25日<br>至:令和7年4月24日 | 令和7年1月31日付けで、国土交通省関東地方整備局長から、建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分を受けたため。                                                                                      |
| パナソニックEWエンジニアリング株式会社 近畿支店 | 大阪市 | 自:令和7年2月25日<br>至:令和7年5月24日 | 令和7年1月31日付けで、国土交通省近畿地方整備局長から、建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分及び同条第1項に基づく指示処分を受けたため。                                                                       |
| 株式会社荏原製作所 大阪支社            | 大阪市 | 自:令和7年3月6日<br>至:令和7年4月5日   | 公正取引委員会の調査において、下請代金支払遅延等防止法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する事実が認められたとして、令和7年2月20日付で、公正取引委員会から同法第7条第3項の規定に基づき勧告を受け、商号等を公表されたため。 |